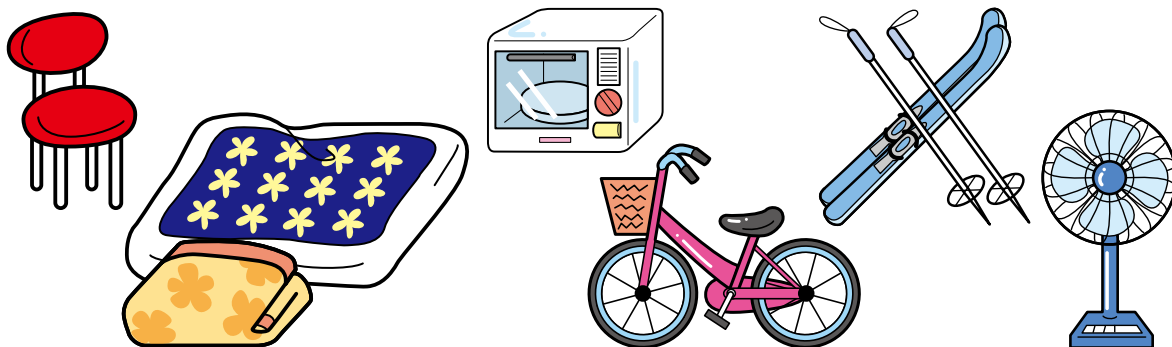


分類7

粗大ごみ（可燃・不燃）

収集するもの

家庭から出るごみのうち、町指定ごみ袋に入らない大きいもの（長辺が2メートル以内）で、ひとりで持ち運びできる程度のもの。

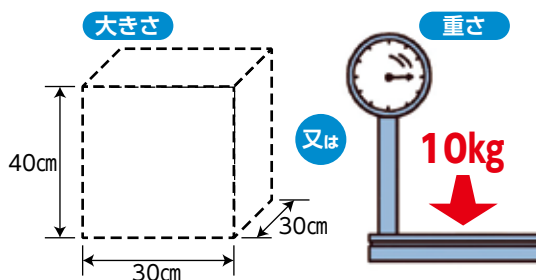


「粗大ごみ」を出すには

表	裏
廃棄物処理手数料 納付書 ¥20 紀美野町廃棄物の処理及び 清掃に関する規定により廃 棄物処理手数料を納付した ことを証する。 紀美野町長 印影 占有者又は納付者 氏名	家庭の一般廃棄物処理手数料 (1) 重量10キログラム未満 20円 10kg～20kg 40円 20kg～30kg 60円 (2) 廃棄物の処理を町に依頼 するときはその廃棄物に 添付すること

●粗大ごみに紐をかけ、左の「粗大ごみ切符」を大きさ又は重さに応じて付けて下さい。

粗大ごみ切符1枚の目安



出し方のポイント

- 粗大ごみとして出せるものは、指定ごみ袋に入らないごみだけです。小さいものは、分類ごとに分別してそれぞれ指定ごみ袋に入れて指定の日に出してください。
- ダンボールや米袋、肥料袋、市販のポリ袋は使わないでください。
- 衣装ケースや棚の引き出しの中に他のごみを入れないでください。
- 種類の違うごみをひとくくりにしないでください。
- 電動アシスト自転車のようにバッテリーを搭載している自転車は、バッテリーを外した状態に限り、粗大ごみとして捨てることができます。
- 除湿器、空気清浄機などの製品で、冷媒にフロン類（CFC, HCFC, HFC, R-〇など）が使用されている場合、収集できません。